

子育ての手をつなごう

高山村

子育てパンフレット

I ♥ NAGANO
TAKAYAMA



信州高山村観光協会観光PRキャラクター©
信州高山村観光協会 高山タカオ

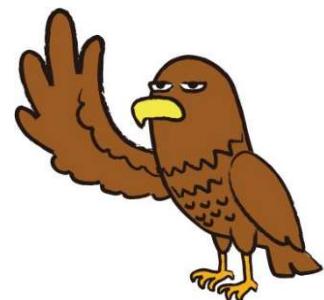
高山村

子どもは
家族にとって、
社会にとって、
かけがえのない存在です。

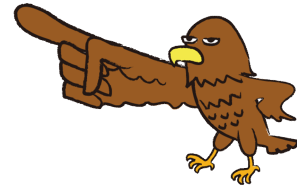
安心して
子育てができるように

地域のみんなで

応援します。



もくじ



①妊娠したら

● 母子健康手帳の交付	2	● 妊婦一般健康診査	2
● 妊婦歯科健康診査	2	● 妊娠教室(ママねっと)	3
● 不妊治療費助成	3	● 出産・子育て応援交付金	3

②赤ちゃんが生まれたら

● 新生児聴覚検査	4	● 赤ちゃん訪問	4
● 産婦健康診査	4	● 産後ケア	4
● 乳幼児健診	5	● 離乳食教室	5
● 子ども健康相談	5	● 元気っ子相談	5
● 乳幼児の予防接種	5		

③手当・助成など

● 出産祝金	9	● 児童手当	9
● ながの子育て家庭優待パスポート	10	● 家庭育児給付金	10
● 乳幼児おむつ購入費助成金	10		
● 福祉医療費特別給付金	11	● 児童扶養手当	11
● 特別児童扶養手当	11	● 障がい児福祉手当	12
● 身体障がい者手帳、療育手帳の交付	12		

④子育て支援

● 高山村子育て支援センター	13		
○ わくわく広場・年齢別遊びのひろば	13	○ 保育園の開放日	13
○ 子育てセミナーの開催	13	○ ブックスタート事業	13
○ こんにちは赤ちゃん訪問事業	14	○ 子育て相談	14
● 子育て世代包括支援センター	14		
● 高山村ファミリー・サポート・センター	15	● 一時預かり保育	16

⑤教育・保育施設

● 保育園、幼稚園、認定こども園の特徴	17	● 支給認定	18
● 利用手続き	20	● 利用者負担額について	22
● 保育料について	23	● 高山村利用者負担基準表	24
● 保育施設	25	● 小学校・中学校	25
● 高山村放課後児童クラブ	26	● 高校生通学費(バス定期)補助	27

① 妊娠したら

● 母子健康手帳の交付 ●

妊娠したことが分かったら、通院している医療機関から妊娠届出書をもらい、高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係に提出してください。「母子健康手帳」を交付します。



● 妊婦一般健康診査 ●

妊娠中の健康診査の助成を行っています。妊娠届提出の際に、「妊婦一般健康診査受診券」を交付します。長野県内の産科医療機関及び助産所で実施してください。里帰り等で県外の医療機関等で受診される場合も助成の対象になりますが、手続きが必要となりますので、高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係までお問い合わせください。

妊娠中の母体には、おなかの赤ちゃんの発育が進むにつれて様々な変化が起こります。特に気がかりなことがなくても、妊婦一般健康診査を受け、おなかの赤ちゃんの成長状態とお母さんの健康状態をみてもらいましょう。

● 妊婦歯科健康診査 ●

妊娠中の歯科健康診査の助成を行っています。妊娠届提出の際に、「妊婦歯科健康診査受診券」を交付します。村指定の歯科医療機関で受診してください。(下記参照)

お母さんとこれから生まれてくる赤ちゃんの歯と口の健康をまもるため、妊婦歯科健康診査を受診しましょう。

<高山村指定歯科医療機関>

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
あおき歯科医院	須坂市塩川町716-3	248-5813	橋本歯科医院	須坂市北原町555	245-0039
浅沼歯科医院	須坂市幸高町283-1	246-5353	光希歯科医院	須坂市塩川2553-2	248-6400
旭ヶ丘歯科クリニック	須坂市旭ヶ丘町2113-4	251-2137	最上歯科医院	須坂市北原町1282-3	245-0790
あらい歯科クリニック	須坂市臥竜4-7-2	248-8110	望月歯科医院	須坂市墨坂南2-20-15	248-2990
江口歯科医院	須坂市太子町920-13	248-0058	矢島歯科医院	須坂市横町287	245-0160
遠藤歯科医院	須坂市臥竜1-5-16	248-1390	柳澤歯科医院	須坂市大谷町857-4	248-6636
おしかね歯科医院	須坂市本上町1476-18	247-0118	山口歯科医院	須坂市馬場町1241-14	245-0552
小野澤歯科医院	須坂市馬場町1053	245-1614	三田歯科医院	小布施町大字小布施917-6	247-6039
小林歯科医院	須坂市立町1464-5	248-3312	土屋歯科医院	小布施町大字小布施930-22	247-2323
すざか歯科クリニック	須坂市新町608-1	242-4618	野口歯科医院	小布施町小布施1126-1	247-2240
須坂ひろファミリー 歯科	須坂市屋部町1338-4	245-4182	なかむら歯科クリニック	高山村大字高井6416-2	248-2482
高島歯科医院	須坂市南横町1547-1	248-2600	轟病院(歯科)	須坂市馬場町1239	245-0126
高野歯科医院	須坂市春木町1107	245-0205			

● 妊娠教室(ママねっと) ●

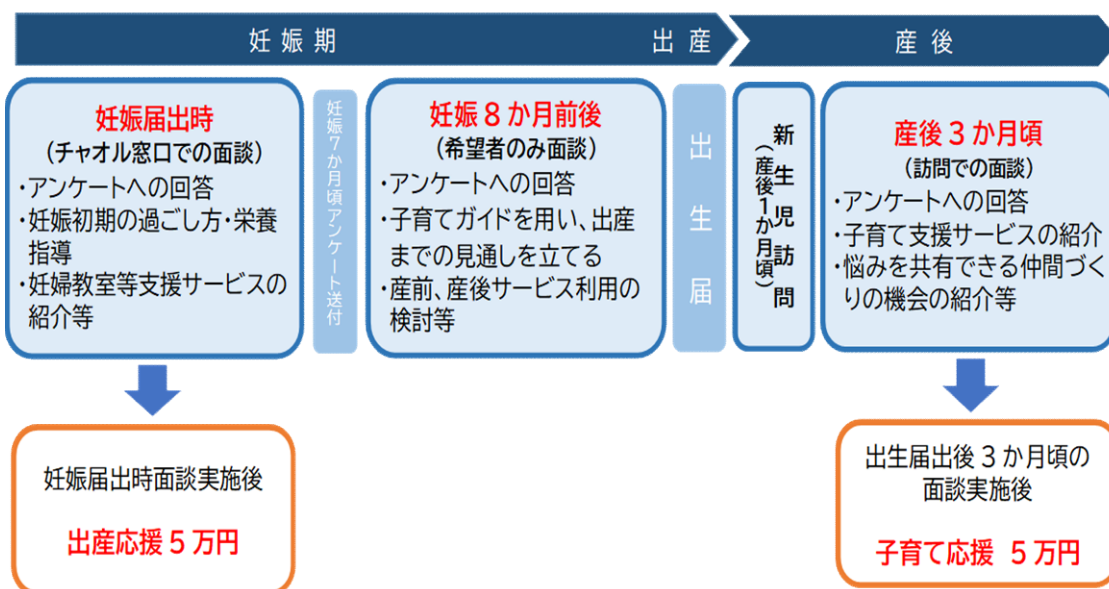
これからお母さんになる方のための教室です。妊娠中や出産後について知っておきたいことについて楽しく学びます。

参加を希望される方は高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係までご連絡ください。 ※参加費は無料です。

● 出産・子育て応援給付金 ●

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる相談支援を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入費等に利用していただくため、出産・子育て給付金を支給します。

<相談支援・経済的支援の流れ>



【対象者】 高山村に住所を有する方で、令和4年4月以降に妊娠・出産された方

【支給額】 出産応援:妊婦1人当たり5万円を支給

子育て応援:新生児1人当たり5万円を支給

【申請方法】 出産・子育て応援給付金の申請には妊婦、産婦の面談が条件になるため、保健師等による面談を受けてください。面談の際に申請書をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ提出してください。申請書を受領後、1~2か月後に指定口座へ支給します。

● 不妊治療補助 ●

村に1年以上住所があり、不妊治療を行っている夫婦に対し、年額50万円を限度に治療費の助成を行っています。3月末日までに高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係に必要書類を提出してください。

② 赤ちゃんが生まれたら

● 新生児聴覚検査 ●

新生児聴覚検査にかかる費用を全額助成します。妊娠届提出の際に検査時に必要な「新生児聴覚検査受検票」を交付します。長野県内の産科医療機関及び助産所で実施してください。里帰り等で県外の医療機関等で出産される場合も助成の対象となりますが、事前に申請が必要です。県外で出産を希望する方は県外用の受検票を発行しますので、高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係窓口までお越しください。



● 赤ちゃん訪問 ●

生後3か月以内のお子さんとお母さんがいる家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・お母さんの産後の状態確認・健診や予防接種の案内・その他の相談等を行います。※料金は無料です。

● 産婦健康診査 ●

産後の健康診査(産後2週間、産後1か月)の助成を行っています。

妊娠届提出の際に検査時に必要な「産婦健康診査受診票」を交付します。長野県内の産科医療機関及び助産所で実施してください。里帰り等で県外の医療機関等で受診される場合も助成の対象となりますが、手続きが必要となりますので、高山村保健福祉総合センター(チャオル)保健予防係までお問い合わせください。

● 産後ケア ●

出産後、育児やからだの回復に心配のあるお母さんとお子さんが、村と委託契約した医療機関等で授乳や育児に関する相談・支援が受けられます。

【対象者】 母親と生後1年未満の乳児で、育児やからだの回復に心配のある方

【内容】 産後の健康相談、授乳方法・乳房ケア及び育児相談・支援等

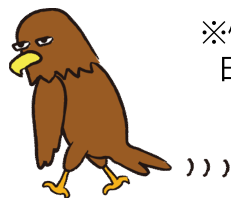
【料金】



種類	1回の利用料金	自己負担額
デイケア型(日帰り)	11,000円	800円
訪問型	6,000円	500円
宿泊型	22,000円～29,000円	3,000円

● 乳幼児健診 ●

年 齢	内 容	場 所
3～4か月児健診	問診・身体計測・発達チェック 内科診察・保健相談・栄養相談 歯科相談	高山村 保健福祉総合センター (チャオル)
7～8か月児健診		
10～11か月児健診		
1歳6か月児健診	問診・身体計測・発達チェック 内科診察・歯科検診・保健相談 栄養相談・歯科相談	
2歳児健診		
3歳児健診	問診・身体計測・発達チェック 内科診察・歯科検診・眼科検診 保健相談・栄養相談・歯科相談 尿検査	



※健診料金は無料です。
日程等は村ホームページまたは広報たかやまをご覧ください。

● 離乳食教室 ●

管理栄養士による離乳食のすすめ方や作り方の学習を年3回行います。※参加費は無料です。

【対象者】 生後3か月～12か月のお子様の保護者

【場 所】 高山村保健福祉総合センター(チャオル)
衛生教育室



● 子ども健康相談 ●

毎週水曜日 午前9時～12時まで

高山村保健福祉総合センター(チャオル)の健康管理センターにて、体重測定や離乳食、育児相談など子育てに関する相談に応じます。

※料金は無料です。

● 元気っ子相談 ●

5歳児、6歳児を対象に保健師、発達相談員等が保育園・幼稚園を訪問し問診・相談を行います。(子育て世代包括支援センターと連携して行います)

● 乳幼児の予防接種 ●

接種忘れや既に接種済みのワクチンを重複して接種すること等がないように、お子様の母子手帳をご確認のうえ、予防接種を受けましょう。

<個別接種について>

- 【時期】 年間を通じて実施
- 【場所】 須高管内の指定医療機関(8ページ参照)
長野県内の協力医療機関
- 【持ち物】 母子手帳、予診票、住所地確認のできる物(保険証等)
- 【完全予約制】 医療機関では、予約によりワクチンを手配しますので、必ず予約をしてからお出かけください。
- 【注意】 転出した場合は、転出先市町村で新たに予診票を発行してもらってください。

<違う種類のワクチンを接種する場合の間隔の目安>



※予防接種の種類及び須高地区個別接種指定医療機関につきましては、7～8ページをご覧ください。

お問合せは…

高山村保健福祉総合センター(チャオル)健康福祉課 保健予防係

☎ 242-1202

<予防接種の種類>

種 類	標準的な接種期間	接種間隔・回数	予診票の扱い
B型肝炎	生後2～9か月	27日以上の間隔で2回 1回目から139日以上の間隔で3回目	赤ちゃん訪問等でお渡しします。
ヒブ	<初回接種> 生後2～7か月までに接種を開始	27～56日の間隔で3回	
	<追加接種> 初回接種終了後、7～13か月	1回	
小児肺炎球菌	<初回接種> 生後2～7か月までに接種を開始	27日以上の間隔で3回	
	<追加接種> 初回接種終了後、60日以上あけて、 生後12か月に至った日以降	1回	
四種混合	<初回接種> 生後2～12か月	27～56日の間隔で3回	
	<追加接種> 初回接種終了後、12～18か月	1回	
BCG	生後5～8か月	1回	
水痘	<1回目> 生後12～15か月	1回	
	<2回目> 1回目終了後、6～12か月	1回	
ロタウイルス	<ロタリックス> 生後6週～24週	2回	
	<ロタテック> 生後6週～32週	3回	
MR (麻しん風しん混合)	<1期> 1歳～2歳	1回	
	<2期> 5～7歳未満で小学校入学前の1年間	1回	年長になる年度に予診票を送付します。
日本脳炎	<1期初回> 3歳～4歳未満	6～28日の間隔で2回	3歳になる年度に予診票を送付します。
	<1期追加> 4歳～5歳未満	初回接種終了後、約1年後に1回	
	<2期> 9歳～10歳未満	1回	小学3年生になる年度に予診票を送付します。
二種混合	11歳以上13歳未満	1回	小学5年生になる年度に予診票を送付します。

＜須高地区個別接種指定医療機関 一覧＞

医療機関名	所在地	電話番号 市外局番 026	予防接種の種類														
			B C G	B 型 肝 炎	二 種 混 合	四 種 混 合	M R	麻 し ん	風 し ん	日 本 脳 炎	不 活 ポ リ オ	子 宮 頸 がん	ヒ ブ	小 児 肺 炎	水 痘	ロ タ ウ ィ ル ス	高 齢 肺 炎
島田内科クリニック	高山村	247-0210	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
高山診療所	高山村	242-1210	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
旭町医院	須坂市上中町	245-0124	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
大島医院	須坂市東横町	245-1880	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
大峡耳鼻咽喉科医院	須坂市墨坂	248-8877	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
かねこ医院	須坂市	242-3351	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
クリニックニレイ	須坂市仁礼	215-2020	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
信州医療センター (旧県立須坂病院)	須坂市立町	245-1650	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小池医院	須坂市旭ヶ丘町	215-2220	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
小林医院	須坂市北原町	248-6466	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ごみょう整形外科 クリニック	須坂市井上町	248-5588	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
佐藤医院	須坂市馬場町	246-5300	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○
しづさわ耳鼻医院	須坂市相森町	242-7646	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○
下島内科クリニック	須坂市幸高町	215-2777	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
須坂腎・透析クリニック	須坂市墨坂	214-3020	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
スザカ心療内科クリニック	須坂市北横町	248-8528	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
滝澤内科医院	須坂市臥竜	215-2888	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○
たけまえ医院	須坂市墨坂	248-1240	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○
田崎内科クリニック	須坂市上町	245-1589	×	×	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○
たむらこどもクリニック	須坂市塩川町	248-6621	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
つるた泌尿器科	須坂市塩川町	285-0128	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
轟病院	須坂市馬場町	245-0126	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
永田医院	須坂市墨坂南	248-1711	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○
西沢内科胃腸科医院	須坂市墨坂	248-1212	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○
細川医院	須坂市南横町	245-0688	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
松澤内科クリニック	須坂市上八町	245-0530	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○
宮下医院	須坂市高梨町	248-1355	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
やすらぎクリニック須坂	須坂市日滝	213-6550	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口眼科内科	須坂市墨坂南	246-1211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本整形外科クリニック	須坂市相森町	215-2500	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
岡野医院	小布施町	247-5212	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おぶせの里クリニック	小布施町	247-4725	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
きたむら ファミリークリニック	小布施町	247-6622	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗の木診療所	小布施町	242-6565	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○
新生病院	小布施町	247-2033	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
立岩医院	長野市若穂綿内	282-5405	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
峯村医院	長野市若穂川田	282-6172	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

長野県内の協力医療機関は、[長野県医師会のホームページ](http://www.nagano.med.or.jp/yobousessyu/index.html)
<http://www.nagano.med.or.jp/yobousessyu/index.html> をご覧いただくか、高山村保健福祉総合センター内
 健康福祉課保健予防係(電話 026-242-1202)までお問い合わせください。

③ 手当・助成など

● 出産祝金 ●

夫婦どちらかが1年以上村内に住所を所有するか、定住のために村内に住宅を所有する夫婦に、出産のお祝い金を支給します。印鑑と戸籍謄本(申請者の戸籍が高山村にない方)をご持参の上、窓口で手続きしてください。

1人目	30,000円
2人目	50,000円
3人目以降	70,000円

● 児童手当 ●

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に、手当を支給します(所得制限があります)。

1. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

2. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例)6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

3. 申請期間

出生や転入など異動のあった日の翌日から15日以内をお願いします。



● ながの子育て家庭優待パスポート ●



子育て家庭優待パスポートカード協力店舗に提示すると、店舗ごとに定められた各種の子育てサービスを受けることができます(期限:2024年3月31日まで)。
※18歳以下のお子様3人以上いる家庭には、多子世帯応援プレミアムパスポートも配布されます。

● 家庭育児給付金 ●

乳幼児育児を幼稚園・保育園以外の家庭で行う世帯に対し、村内で使用可能な商品券を乳幼児一人あたり1万円分給付します。

● 乳幼児おむつ購入費助成金 ●

乳幼児(3歳未満)が使用するおむつ購入費用を、乳幼児1人当たり年額24,000円を上限とし、助成します。

お問合せは…
高山村役場 住民税務課 生活環境係
☎ 214-9267



● 福祉医療費特別給付金 ●

- 乳幼児等(誕生から18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方)
 - ・自己負担として、1か月1医療機関等ごとに500円を負担していただきます。
- ひとり親家庭(母子・父子)
 - ・ひとり親家庭の父または母および養育者とその監護する児童(児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方)に医療費の自己負担分を支給します。
- 重度心身障害者等(身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1・A2・B1・B2)、精神手帳(1～2級)の方)
 - ・医療費の自己負担分を支給します。
(手帳の等級により所得制限等があります)



● 児童扶養手当 ●

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

この手当を受ける人は1～8の条件を満たす母、父、養育者(親に代わってその児童と同居し養育する人)で、所得制限があります。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
6. 父または母がDV保護命令を受けた児童
7. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ・対象となる子どもは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童です。

● 特別児童扶養手当 ●

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

この手当を受けることができる方は、精神や身体に障がいのある児童を監護する父もしくは母(所得の多い方)、または父母にかわって児童を養育している方です。(所得制限があります)

● 障がい児福祉手当 ●

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、県の認定を受けた方に支給されます。(所得制限があります)

● 身体障がい者手帳、療育手帳の交付 ●

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方に交付される手帳で、1級(重度)から6級(軽度)までの区分があります。身体障害者手帳を所持すると、その種類と程度により、補装具や日常生活用具の給付などの福祉サービスを受けることができます。

療育手帳は、知的障がいのある方に交付する手帳で、A・Bの区分があります。18歳未満の方の療育手帳の交付の判定は児童相談所で行います。

お問合せは…

高山村保健福祉総合センター(チャオル)健康福祉課 福祉係

☎ 242-1201



④ 子育て支援

● 高山村子育て支援センター ●

高山村子育て支援センターでは、地域の皆さんの子育てを応援しています。未就園のお子さんやご家族、妊婦さんを対象にしたイベントや子育てに関する相談支援などを実施しています。子ども同士、保護者同士の交流や情報交換もできます。気軽にお出かけください。

○わくわく広場・年齢別遊びの広場の開催

子ども同士・親子・家族の触れ合いの場として、子育て中の方との出会いの場として、子育てに関わる全ての方にご利用いただけます。

子育てに悩んでいることはありませんか？
ひとりで子育てしていませんか？
気軽にお子さんとお出かけください。
(村外の方も利用できます。)

【開所時間】 平日 10:00～15:00
※土日祝日は休所



○保育園の開放日

たかやま保育園で行います。広い園庭や遊戯室で遊べます。(要申し込み)

【対象】 未就園児とその家族

【実施日】 月1回 10:00～12:00

※詳細は「なかよしひろば」または「広報たかやま」でご確認ください。

○子育てセミナーの開催



村内外の講師をお招きし、月に1回子育てについて学びあう場や交流できる場、保護者のリフレッシュの場などを提供します。(要申し込み)

【対象】 未就園児とその家族及び妊産婦

【実施日】 月1回 10:45～12:00(受付10:00～)

※詳細は「なかよしひろば」または「広報たかやま」でご確認ください。

○ブックスタート

お子様の誕生をお祝いして、村から絵本と誕生カードをプレゼントしています。

【対象】 高山村に住所がある乳児

【実施日】 3か月健診時

○こんにちは赤ちゃん訪問

子育て支援センターの職員と主任児童委員が家庭を訪問し、子育ての相談に応じます。

【対象】 出生後から生後4か月以内の乳児と保護者



○子育て相談

子育てについての心配や不安をお持ちの方の相談を受けています。ひとりで悩まないで、一緒に考えましょう。保健師による相談も行っています。

【相談方法】 面接相談、電話相談

【相談日時】 平日 10:00～15:30

○その他

各種サークル支援や季節の行事、就労相談なども行っています。詳しくは、子育て支援センターにお問い合わせいただくか、センターだより「なかよしひろば」をご覧ください。
(なかよしひろばは高山村のホームページからもご覧いただけます。右記のQRコードからアクセスしてください)



● 子育て世代包括支援センター(子育て支援センター併設) ●

妊産婦や乳幼児をもつ保護者の方へ、育児などの様々な情報提供や、妊娠、育児に関する各種相談に、専任の保健師が応じます。

お問合せは…

高山村子育て支援センター
高山村子育て世代包括支援センター
(高山村保健福祉総合センター内)

☎ 242-2660



● 高山村ファミリー・サポート・センター ●

子育ての相互援助活動を目的とした会員組織です。子育ての手助けをして欲しい方と、お手伝いをしたい方が会員登録をさせていただき、活動を行います。(会員登録は無料、利用は有料になります。)

* 保育園や児童クラブの送迎をしてほしい

* 学校の休校日に預かってほしい

* 習い事や塾の送迎をしてほしいなど保護者のニーズに合わせた支援が可能です。

依頼会員

(子育てのお手伝いをしてほしい)

村内に在住または在勤しており、生後3か月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの保護者の方。

提供会員

(子育てのお手伝いをしたい)

村内に在住する心身ともに健康な方。提供会員養成講習会を修了した方。

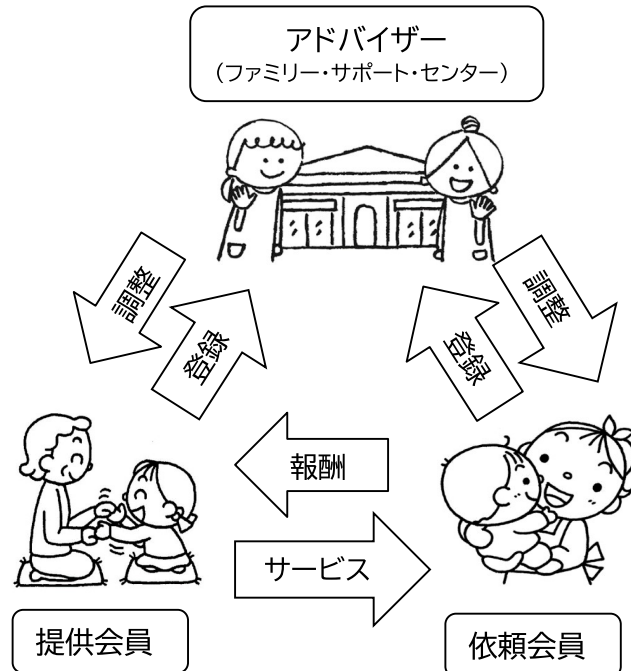
※どちらの会員も職業、性別、資格は問いません。また依頼会員と提供会員を兼ねて登録することができます。

【会員になるには】

入会を希望される方は、ファミリー・サポート・センターに「入会申込書」を提出していただきます。会員には、会員証を発行します。会員になるための費用は一切かかりません。

【支援の流れ】

- ① 依頼会員は支援の申し込みをします。
- ② ファミリー・サポート・センターにて提供会員との事前打ち合わせをします。
- ③ 当日、支援を受けます。
(支援を受ける場所は依頼会員宅・提供会員宅・子育て支援センターなど希望する場所でみてもらえます)
報酬はその場でお支払いになります。



【補償保険】

事故に備え、会員になると自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入することになります。保険料はファミリー・サポート・センターが負担します。

【料金(活動報酬について)】

区 分	報酬金額
月曜日から土曜日の午前7時から午後7時	1時間あたり600円
日曜日、祝祭日、年末年始、上記以外の時間	1時間あたり700円
病後児の預かり、送迎	1時間あたり1,000円
活動に際し、止むを得ず掛かった費用 ・自家用車を利用した送迎におけるガソリン代、バス・タクシーを利用した送迎におけるバス代・タクシー代、食事代、おやつ代等	実費

- ① 一世帯で2人以上の子どもを預ける場合は、2人目から半額になります。
ただし、病後児については複数の預かりは行わない。
※提供会員が活動のために自宅を出発してから自宅に帰るまでが支援時間です。
- ② 1回の支援時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。
- ③ 支援時間が1時間を越え、かつ端数がある場合は次のとおりとします。
30分以下……半額
30分を超えた場合…1時間あたりの金額

お問合せは…

高山村ファミリー・サポート・センター(高山村子育て支援センター内)

☎ 242-2660

<受付時間> 月曜日～金曜日 9:30～15:30

※土日祝日、年末年始は休所

● 一時預かり保育 ●

保護者のおおむね週3日程度の断続的な就労や就学、傷病・冠婚葬祭などの理由で、緊急、一時的に保育が必要な場合に保育を行う事業です。たかやま保育園で行っています。

【利用対象】 保育園等に入園されていないお子様

【利用手続き】 事前にたかやま保育園へ問い合わせのうえ、面談をしていただき申込書を提出し、登録してください。

【保育時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
※長時間保育はご相談ください。

【利用料金】 3歳以上児：無料
3歳未満児：4時間以内 1,000円、4時間以上 2,000円

お問合せは…

高山村立たかやま保育園

☎ 245-6842



⑤ 教育・保育施設

小学校入学前のお子さんが利用できる保育園、幼稚園、認定こども園の特徴や違いについてまとめました。

● 保育園、幼稚園、認定こども園の特徴 ●

区分	保育園	幼稚園	認定こども園
目的	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設	小学校以降の教育の基礎を作るための、幼児期の教育を行う学校	教育と保育を一体的に行う施設
対象年齢	0歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～就学前
入園の申込みができる児童	保護者が就労など、保育を必要とする事由に該当する場合	満3歳以上	教育利用＝幼稚園と同じ
			保育利用＝保育園と同じ
入園の契約	村と保護者の契約	設置者(幼稚園)と保護者の契約	設置者(認定こども園)と保護者の契約
利用時間	夕方までの保育。園により延長保育を実施(延長料金あり)	昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施	教育利用＝幼稚園と同じ 保育利用＝保育園と同じ

● 支給認定 ●

保育園、幼稚園、認定こども園などの施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

1 認定の種類

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる児童	3～5歳で、教育を受ける方(保護者の就労等の要件はありません)	3～5歳で保護者の就労等により保育を必要とする方	0～2歳で保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる主な施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定子ども園	保育園、認定子ども園等
施設等の利用時間	教育標準時間認定(4時間程度の教育時間)	保育標準時間認定(1日11時間まで利用可能) 保育短時間認定(1日8時間まで利用可能)	

2 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育標準時間認定

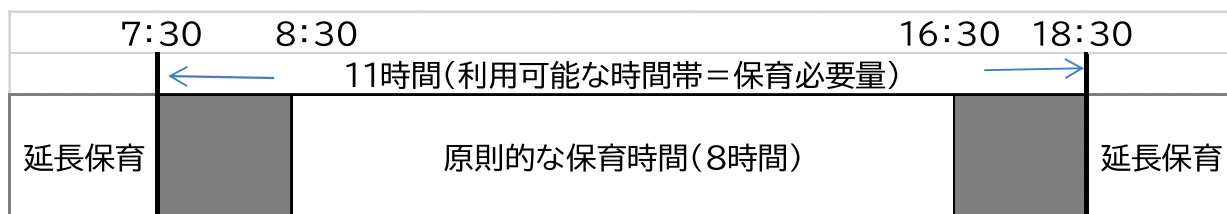
- ・就労(主にフルタイム就労を想定
1か月あたり120時間以上の就労)
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障害 など

保育短時間認定

- ・就労(主にパートタイム就労を想定
1か月あたり64時間以上の就労)
- ・求職活動
- ・育児休業中 など

【保育必要量のイメージ】

《保育標準時間》

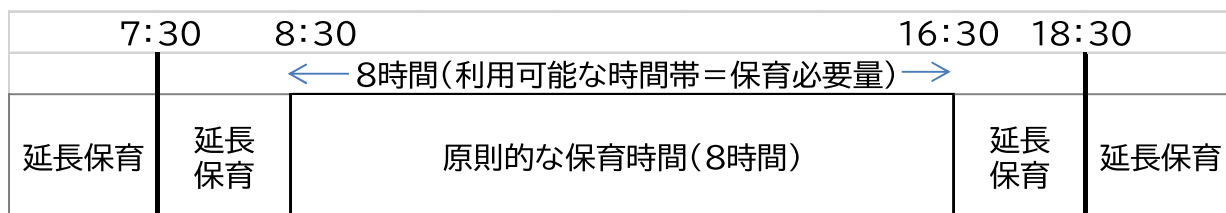


(例)Aさんの家庭

父:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間)

母:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間、送迎含む)

《保育短時間》



(例)Bさんの家庭

父:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間)

母:パートタイム就労(4時間/日、4日/週)通勤時間(片道1時間、送迎含む)

3 認定の有効期間

1号認定、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが基本となります。(3号から2号への切替については、申請書などの手続きは必要ありません。)

※「支給認定証」は、施設の利用や、認定の変更の際に必ず必要です。なくさないように、大切に保管してください。

●注意事項

- ・保育必要量(時間)は年度途中で変更が可能です。(適用は申請受付の翌月からになります。)
- ・保育園等でお子さんをお預かりできる時間は「保育が必要な時間」になりますので、必ず1日8時間(または11時間)利用できるわけではありません。例えば、就労を理由として保育園等を利用する場合は、勤務時間に移動にかかる時間(通勤時間)を加えた時間になります。買い物、食事や通院等、保育が必要な理由と直接関係がない時間は含まれません。
- ・それぞれの通常保育時間外は、延長保育となり、利用する保育園等により料金が設定されています。

4 保育を必要とする理由

保育園などでの保育を希望する場合には、保護者(両親)いずれも次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。「下の子の育児」「同年代の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせる」等の理由は、保育を必要とする理由には該当しません。



保育を必要とする事由

- ① 就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象(自営業、在宅勤務等居宅内の労働を含む)
※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居親族等の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族を含む
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ※起業準備を含む
- ⑦ 就学 ※職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他市町村が定める事由

～お願い～

利用後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や、保護者の勤務先、保育を必要とする事由に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。



● 利用手続き ●

1. 令和6年4月以降、新たに施設を利用する場合

希望施設	申込期間	申込先	提出書類
たかやま保育園	令和5年11月中旬 ～12月初旬	高山村教育委員会 子育て学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定申請書(入所申込書) ・「保育を必要とする理由」を証明する書類 ・口座振替依頼書(既に契約されている方は不要) ・保育所入所同意書(たかやま保育園のみ)
村外の保育園	利用先の施設に確認のうえ、 令和5年12月初旬まで		
○なないろのにわ❀ のの花ほいくえん○	利用先の施設に確認のうえ、直 接申込みください。	利用する園	利用する園にご確認ください
村外幼稚園			
村外認定こども園			

(私)聖徳保育園は現在休園中です。

●「保育を必要とする理由」を証明するための各必要書類

保育を必要とする理由		必要書類
1	就 労	就労証明書 ※就労先事業者の押印は不要とします。 ただし、就労証明書を偽造、変造(無断作成、改変) した場合は犯罪となりますのでご注意ください。
2	妊 娠・出 産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)
3	保 護 者 の 疾 病、障 が い	次のいずれかの書類 ・医師の診断書 ・障害手帳の写し
4	介 護 等	次のいずれかの書類 ・医師の診断書 ・介護保険被保険者証等の写し
5	災 害 復 旧	罹災証明書の写し
6	求 職 活 動	雇用保険支払い証明書等の写し
7	就 学	在学証明書 授業のカリキュラム

支給認定申請及び保育園等の利用申込には
マイナンバーが必要です。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定に係る手続きの際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

支給認定申請書を提出する場合、マイナンバーが正しい番号であることの確認と、正しい持ち主であることの確認を行います。

- ・番号確認書類 :マイナンバー通知カード等
- ・本人確認書類 :運転免許証・パスポート・写真入りマイナンバーカードから1つ
または保険証・年金手帳・年金証書等公官庁発行の発行書面から2つ

2. 入園までの流れ

①入園申し込み受付、締切:令和5年11月中旬～12月初旬



②申込内容の確認・利用調整:令和5年12月中旬～令和6年1月下旬



③入園の決定(保育園等利用決定通知書などの送付):令和6年2月初旬



④1日入園(各保育園等):令和6年2月下旬予定

3. 現在、保育園、認定こども園を利用している場合で、引き続き同施設を利用する場合

年1回の現況届等の提出が必要です。

利用施設	届出期間	提出先	提出書類
たかやま保育園	書類配布～ 令和5年12月初旬	高山村教育委員会 子育て学校教育係	・現況届 ・「保育を必要とする理由」を証明する書類
○なないろのにわ✿ のの花ほいくえん○			
村外の保育園			
村外認定こども園 (保育認定)			

4. 令和6年4月から他の施設に転園する場合、村外へ転出する場合

高山村教育委員会子育て学校教育係にお問い合わせください。

● 利用者負担額について ●

令和元年10月から、保育園、認定こども園などを利用する3～5歳のすべての子どもたち及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもたちの利用料が無償化となり、年齢区分によって利用者負担額が変わってきます。

<無償化の内容について>

認定区分	対象児	保育料	預かり保育の利用料(※1)	副食費
1号認定	①3歳児～5歳児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	②「保育を必要とする理由」がある園児	同上	月額11,300円を上限に無償化	同上
	③次のいずれかの園児 (ア)年収360万円未満相当世帯の園児 (イ)所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,500円)
	④2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	⑤「保育を必要とする理由」があり、かつ市町村民税非課税世帯の園児	同上	月額16,300円を上限に無償化	同上
	⑥次のいずれかの園児 (ア)年収360万円未満相当世帯の園児 (イ)所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,500円)
2号認定	⑦3歳児～5歳児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	⑧次のいずれかの園児 (ア)年収360万円未満相当世帯の園児 (イ)所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,500円)
3号認定	⑨0・1・2歳児クラスで、次のいずれかの園児 (ア)市町村民税非課税世帯の園児 (イ)所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	無償化	—	— (副食費は保育料に含まれます)

(※1)…1号認定で預かり保育の無償化を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。

(※2)…1号認定の第3子のカウントは小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。2号・3号認定の第3子のカウントは、小学校就学前までの範囲で、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。

(※3)…令和2年度から村内の子育て家庭の支援策として副食費を無料としています。実費徴収の補助制度があります。

● 保育料について ●

1 保育料の算定

保育料無償化の対象外となっている課税世帯の0～2歳児については、給食費(主食費+副食費)を含む保育料がかかります。

保育料は、子どもの年齢や兄弟・姉妹の人数、保護者の合算した市町村民税等により決定します。保育料の算定にあたり、次の控除の適用はありません。(税額控除前の金額で算定します。)

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローン控除)

※3号認定から2号認定に切り替わる子どもの保育料については、年度内は3号認定の保育料となります。

2 保育料の切替時期

保育料の切替時期は毎年9月の予定です。



3 納付方法

①保育園を利用する場合

保育料の納付については、口座振替としております。

②認定こども園を利用する場合

保育料は、各施設にお支払いいただくこととなりますので、お支払方法に関しては、各施設にお問い合わせください。

4 保育料の減免

保育料の支払いが著しく困難になった場合等は、申請に基づき、保育料が減額又は減免される場合があります。

高山村独自の軽減制度

5 多子世帯の保育料の軽減

同時に保育園等に入所していなくても、第2子以降が保育所等を利用する場合5割軽減となります。

6 ひとり親世帯等の保育料の軽減

市町村民税所得割合計額77,101円未満のひとり親世帯等は、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります。

● 高山村利用者負担額基準表(保育料) ●

★保育所、認定こども園保育所機能(3号認定)利用者負担

(単位:円)

小学校就学前子どもの属する世帯の階層		利用者負担額(給食費含む・月額)									
		標準時間			短時間						
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降				
多 子 制 限 な し ↓ 多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 あ り	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
	第2	当年度分市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第3	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以下	11,000	5,500	0	10,800	5,400	0	0	0	
	第4	当年度分市町村民税所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	48,600円以上57,700円未満	15,000	7,500	0	14,700	7,350	0	0	0
			57,701円以上73,000円未満								
	第5	73,000円以上97,000円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	0	0	
	第6	97,000円以上169,000円未満	38,500	19,250	0	37,800	18,900	0	0	0	
	第7	169,000円以上301,000円未満	45,000	22,500	0	44,200	22,100	0	0	0	
	第8	301,000円以上397,000円未満	50,000	25,000	0	49,200	24,600	0	0	0	
第9	397,000円以上	52,000	26,000	0	51,100	25,550	0	0	0		

★要保護世帯等(ひとり親、障がい、老年世帯等)市町村民税所得割課税77,101円未満の場合

(単位:円)

小学校就学前子どもの属する世帯の階層		利用者負担額(給食費含む・月額)									
		標準時間			短時間						
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降				
多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し	第2	当年度分市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
	第3	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以下	2,500	0	0	2,450	0	0	0	0	
	第4	当年度分市町村民税所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	48,600円以上73,000円未満	7,500	0	0	7,350	0	0	0	0
			73,000円以上77,101円未満								
	第5の一部	77,102円以上	13,000	0	0	12,800	0	0	0	0	

※3歳未満児・・・入所年度の4月1日現在の年齢とします。

※保育料の軽減【高山村独自軽減】・・・5階層以上で、保育園に同時に入所しなくてもその家庭において2人目以降は半額とする。

● 保育施設 ●

施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	受入年齢
たかやま保育園	高井468	245-6842	195名	7:30~19:00	6か月~
聖徳保育園	高井2906-4	248-7719		※休園中	
○なないろのにわ✿ のの花ほいくえん○	高井4308-5	090- 1433-8057	10名	※要相談	1歳~

※村外の保育園や幼稚園、認定こども園等に通うこともできます。お気軽にお問合せください。

たかやま保育園



● 小学校・中学校 ●

学校名	所在地	電話番号
高山小学校	高井3455	245-0594
高山中学校	高井4575	245-0948



高山小学校



高山中学校

● 高山村放課後児童クラブ ●

高山村放課後児童クラブは、授業が終了した放課後及び土曜日、長期休業日(春・夏・冬休み)に、保護者の方等が労働等により昼間家庭にいない留守家庭児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。



高山村児童クラブ

【対 象】 村内に住所を有する児童
※労働等により、保護者が昼間家庭にいないこと

【開設場所】 公立 高山村児童クラブ(高山小学校グラウンド 北側)
小学校1年生から3年生
私立 学童保育聖徳園(宗教法人 正安寺境内)
小学校1年生から6年生



※学校の長期休業(夏休み・春休み)のみ入所を希望する場合は、村が業務を委託しています私立(学童保育聖徳園)での受け入れとなります。
なお、利用料等につきましては、1か月分の5,000円となりますので、予めご了承ください。

【利用時間】 月曜日～金曜日 小学校下校時から午後7時まで
土曜日及び小学校長期休業日 午前8時から午後7時まで

【休業日】 日曜日、祝日、8月14日～16日、
12月29日から翌年の1月3日
※特別な事由があると認められた時は休業日を変更します

【利用料金】 利用料 月額5,000円/1人(おやつ代2,000円を含む)
※利用料は毎月、月末に口座より振替させていただきます

【その他】

- ・利用を希望される場合には、入所申込書の提出が必要です。
- ・申請書内容を審査させていただき、条件に満たないと判断した場合は入所が不承認となる場合がありますのでご了承ください。
- ・生活保護世帯、母子世帯等及び登録児童が2人目以降の場合は減免を受けられま

お問合せは…
高山村教育委員会 子育て学校教育係
☎ 214-9761

● 高校生通学費(バス定期)補助 ●

高校生を持つ世帯の経済的な負担軽減と、公共交通の維持と利用促進を図るため、高校生の通学定期の購入費を補助します。



【補助対象者】 補助金の交付対象となる者は、下記の(1)~(2)のいずれにも該当する高校生とします。

(1)自宅から高等学校等への通学にあたり、最も経済的かつ合理的な経路により路線バスに乗車し、かつ、当該路線バスの乗車について通学定期券を使用している者。

(2)高等学校等の在籍期間が、補助金の交付申請を行う日の属する年度において修業年限(高等専門学校にあっては3年とする。)を超えない者。

【補助申請者】 高校生の保護者

【補助対象区間】 高校生が通学のために常例として使用する自宅から最も近いバス停留所から、須坂駅の間で高等学校等に最も近いバス停留所までの区間。

【補助金額】 通学定期券の購入に要した金額とし、補助金の額は、補助対象額の **7割** 以内を補助します。

お問合せは…

高山村教育委員会 子育て学校教育係

☎ 214-9761



相談窓口一覧

保健予防係(チャオル内)

☎ 026-242-1202

相談内容

- 妊娠・出産
- 乳幼児健診
- 子どもの予防接種
- 不妊治療
- 健康相談

生活環境係(役場内)

☎ 026-214-9267

相談内容

- 児童手当
- 出産祝金
- ながの子育て家庭優待パスポート
- 家庭育児給付金
- 乳幼児おむつ購入費助成金

福祉係(チャオル内)

☎ 026-242-1201

相談内容

- 福祉医療制度
- 障害児の制度
- ひとり親家庭への支援

子育て学校教育係(教育委員会)

☎ 026-214-9761

相談内容

- 保育園・幼稚園入所関係
- 児童クラブ・学童保育聖徳園入所関係

たかやま保育園

☎ 026-245-6842

相談内容

- 保育園
- 一時預かり事業

子育て支援センター 子育て世代包括支援センター (チャオル内)

☎ 026-242-2660

相談内容

- わくわく広場
- 保育園開放
- サークル支援
- 子育て相談
- ファミリー・サポート・センター

その他のお問合せ先

子どもや家庭に関する相談

長野県中央児童相談所
(長野市妻科)

☎ 026-238-8010

長野県小児救急電話相談

☎ #8000 または

☎ 026-235-1818

看護師、助産師等が対応します
(24時間対応 年中無休)

令和5年度
高山村子育てパンフレット

高山村教育委員会 子育て支援センター

長野県上高井郡高山村大字牧130-1

(高山村保健福祉総合センター内)

026-242-2660

